

差別解消部会 現状報告

(令和4年12月末現在)

1 報告事項

(1) 部会開催状況

差別解消部会は当事者及び支援者の団体による構成であり、会員の高齢化、体調面の懸念等が大きく、近年は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により、対面開催を控えてきた。

- ・令和2年度 資料送付により書面開催
- ・令和3年度 通常開催 1回
- ・令和4年度 現在は開催を見合わせており、新型コロナウイルス感染症の状況を確認しながら今後の開催を検討する。

(2) 差別解消部会に関わる区取組

(ア) 啓発用リーフレットの配布

関係各課窓口において配布するとともに、区ホームページにPDFファイルを掲載。
(窓口：障害福祉課、各区民事務所・サービスコーナー、図書館、障害者施設課、保健予防課、人権推進課)

(イ) 障害に対する理解を深めるための区民向け講座の開催

令和元年度より、障害への理解を深めるための講座を開催している。

令和4年度からはこの講座を拡大、例年の小学生とその保護者向けのものに加え、障害種別に着目し内容を掘り下げ「車いす」・「聴覚障害」をテーマとした講座を複数回開催した。今後は、区民団体や事業者に向けた講座も実施する予定である。

(ウ) 区職員向け研修の実施

平成29年度に策定した葛飾区職員対応要領に基づき、差別の禁止及び合理的配慮の提供を適切に実施できるよう、研修を実施している。

令和4年度は9月28日、29日に実施した。

2 差別解消部会の今後の方向性

平成28年、葛飾区障害者施策推進協議会を障害者差別解消支援地域協議会と位置付け、差別解消に取り組む専門部会として「差別解消部会」を設置した。

平成29年度のリーフレット作成や、平成30年度のコミュニケーション支援条例の制定の際は、ヒアリングや意見交換を活発に行って検討を重ね、寄せられた相談事例について情報共有しながら、専門部会として活動をしてきた。

しかし、近年は障害者団体数が減少し、会員個人も、高齢化や障害の悪化等により出席が困難となってきている方が多く見受けられる。

一方、障害者差別解消法の改正により、民間事業者の合理的配慮提供が法的義務化され、今後より一層、民間企業も含めた対策や取り組み事例の共有など、具体的な研修が必要となっている。

今後は、開催方法や法改正への対応等について、部会員の意向を確認しながら「差別解消部会」の内容を見直していく。

差別解消部会設置要領

平成28年9月1日

28葛福障第453号

福祉部長決裁

(設置)

第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、差別解消部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、要綱第2条第1項第4号に係る次の事項を所掌する。

- (1) 地域における障害者差別の実態把握に関すること。
- (2) 差別の解消に資する取組の情報収集や分析に関すること。
- (3) 相談体制の整備に関すること。
- (4) その他障害者差別の解消のために必要な事項

(構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

(会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、障害援護担当課長とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、保健予防課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。

(部会員以外の者の出席等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 部会長は、第2条の所掌事項のうち、専門的な事項を協議するために分科会を設置することができる。

(報告)

第8条 部会長は、葛飾区障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)会長に対し、

部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会において部会の実績を報告する。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、障害福祉課相談係が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項及び分科会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月27日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉部障害援護担当課長	部会長
健康部保健予防課長	副部会長
総務部人権推進課長	
福祉部障害福祉課長	
福祉部障害福祉課相談係長	
〃 障害福祉課援護係長	
健康部保健予防課保健予防係長	
〃 保健予防課保健予防担当係長	
区内障害者関係団体代表者（13人以内とする。）	